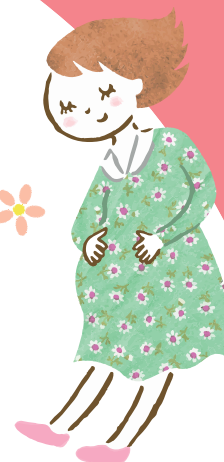


2024年4月スタート

ママと赤ちゃん 応援プロジェクト



備前市妊娠保険加入支援事業

市内のママが、妊娠から出産までの期間を安心して過ごせるよう、妊娠後に加入した医療保険の一部に対し、補助金を交付します。この機会にぜひご利用ください。

どんな制度？

妊娠から出産までの期間における妊娠保険の加入について、保険料の一部を補助します。
(月額上限950円×加入月数)

「妊娠保険」ってなに？

「妊娠保険」とは、妊婦が妊娠後に加入する医療保険です。妊娠から出産までの期間における切迫早産、帝王切開等に係る医療費やこれらに伴う入院費用を対象とした保険をいいます。

対象者

補助金の対象者は、以下の要件を全て満たす方に限ります。

- (1) 親子(母子)健康手帳の交付を受けた日から出産の日まで継続して市内に住所を有すること。
- (2) 親子(母子)健康手帳の交付を受けた日以後に新たに妊娠保険に加入していること。
- (3) 補助金の交付申請の日において、市税の滞納がないこと。

申請方法

出産した日から数えて1ヶ月以内に、申請書と以下の書類をこどもまんなか課まで提出してください。

- (1) 加入した妊娠保険の内容が記載されている約款等の書類の写し
 - (2) 妊娠保険の保険料の支払いが確認できる書類の写し
※市が必要と認めたときはその他の書類の提出を求める場合があります。
- 内容の審査後、申請者様宛に決定通知書をお送りします。

【注意事項】

- ・補助金の対象経費(以下「補助対象経費」といいます。)は、親子(母子)健康手帳の交付を受けた月から出産をした月まで(以下「対象期間」といいます。)に、補助対象者が支払った妊娠保険の保険料のうち、対象期間に係る保険料とします。
- ・補助金の額は、補助対象経費の額とし、対象期間における妊娠保険の加入月数に950円を乗じて得た額を上限とします。
- ・補助金は、申請者が指定した金融機関の口座への振込みの方法により交付します。
- ・市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、及び既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることができます。
 - (1) 虚偽の申請その他不正の手段によって補助金の支給を受けたとき、又は受けようとしたとき。
 - (2) 補助金に関する市の規則及び要綱の規定に違反したとき。
 - (3) その他補助金の支給決定を取り消すべき事由があると認めたとき。

お問い合わせ

備前市役所 こどもまんなか課 こどもまんなか係 〒705-8602 備前市東片上126番地

Tel:0869-64-1853 Fax:0869-64-1847